1 営農再開、経営継続関連

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	事業名	該当 ページ
農業用施設・ 機械等の再取 得・修繕等	被災農業者 (地域計画の目標地図に位 置付けられた者)	●農業用施設・機械等の再取得、修繕等 ◇県:10分の2以内 いぐさ専用機械10分の3以内 (市町村と同率を補助) 市町村:10分の2以内 いぐさ専用機械10分の3以内 国:10分の3以内	令和7年8月大雨営農再開支援事業 (農業用機械・施設等復旧支援)	1
農業用ハウ ス・附帯施設 等の再建・修 繕等	被災農業者 (地域計画の目標地図に位 置付けられた者)	●農業用ハウス等※1の再建・修繕 ◇国:10分の3以内 県:10分の2以内(市町村と同率を補助) 市町村:10分の2以内 ※1:園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と合わせて2分の1相当、 園芸施設共済未加入者は算出基礎による	令和7年8月大雨営農再開支援事業 (農業用機械・施設等復旧支援)	1
生産資材(種子・種苗等) の調達	被災農業者	●早期営農再開に必要となる生産資材(種子・種苗等の消費財に限る) の調達、役務等 ◇国又は県:2分の1以内	令和7年8月大雨営農再開支援事業(県事業) 令和7年8月6日からの大雨及び台風対応産地緊 急支援事業(国事業)	2
栽培環境整備	被災農業者	●被災に伴い必要となる作物残さの撤去(保管中に浸水被害を受けた 農作物残さを含む。)、追加的な施肥・防除等 ◇国又は県:2分の1以内、定額	令和7年8月大雨営農再開支援事業(県事業) 令和7年8月6日からの大雨及び台風対応産地緊 急支援事業(国事業)	2
共同利用施設 等の仮復旧	農業者の組織する団体等	●集出荷施設等の仮復旧の経費 ●周辺集出荷施設等への輸送費用 ◇国:2分の1以内、定額	令和7年8月6日からの大雨及び台風対応産地緊 急支援事業(国事業)	3
被害果樹の植 替え等	被災果樹農家 (果樹産地構造改革計画に 位置付けられている担い手 や計画に参画している農業 者)	●植替えや幼木の管理に係る経費 ◇国:定額	持続的生産強化対策事業	4

1 営農再開、経営継続関連

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	事業名	該当 ページ
畜産農家の営 農再開等	被災畜産農家	●被災畜舎の補改修、土砂・がれき等の撤去、家畜の緊急避難、繁殖雌畜 の再導入、停電対策、乳房炎対策(乳牛のみ)◇国:定額、2分の1以内	畜産経営災害等総合対策緊急支援事業 (ALIC事業)	5
	自給飼料を生産する被災畜 産農家	●品質低下抑制のための発酵促進剤、不足粗飼料の購入◇国:定額、2分の1以内	畜産経営災害等総合対策緊急支援事業 (ALIC事業)	5
	被災畜産農家	●死廃した家畜等の化製処理等 ◇県:2分の1以内	畜産経営復旧緊急支援事業	6
	農業協同組合、地方公共団 体等	●共同利用施設の復旧 ◇(告示地域外)国:10分の5程度 (告示地域) 国:10分の9程度 ※11月18日時点 告示地域指定無し	農業共同利用施設災害復旧事業	7

2 資金関係

概要	支援対象	補助率等 (●内容、◇補助率)	事業名	該当 ページ
事業維持・ 継続		●災害関連資金について、貸付当初5年間の金利負担軽減 ●農業近代化資金について、債務保証料を引受当初5年間免除 ※激甚災害に指定後に、本事業の対象災害として国が指定済み。	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 農業信用保証保険基盤強化事業	8
		●災害関連資金について、貸付当初10年間の金利負担軽減 ●債務保証料を引受当初5年間免除 ※利子助成は発災後から適用 ※保証料免除は、激甚災害に指定後に、本事業の対象災害として国が指定済み	林業施設整備等利子助成事業 林業・木材産業災害復旧対策保証	9
	被災漁業者	●災害関連資金について、貸付当初5年間の金利負担軽減 ※利子助成は発災後から適用	漁業経営基盤強化金融支援事業	10
		●運転資金の融通による金融支援●県、市町村、金融機関の利子補給により貸付当初5年間実質無利子化	農林漁業災害対策資金 (令和7年8月大雨被害分)	11

3 農地や農業用施設等関連

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	事業名	該当 ページ
農地・農業用施 設の復旧	被災した農業者等	●被災した農地・農業用施設の復旧 ◇ (農地) 国:50% (農業用施設) 国:65% ※激甚指定の場合等、かさ上げ措置あり。 ただし、被災状況等により補助率は異なる 【参考】 激甚指定された場合の過去5箇年の実績補助率 (全国平均) 農地:97.0%	農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業	12
	多面的機能支払事業活動組 織	●活動組織が保全管理する農地等の応急措置 ◇国:2分の1、県:4分の1、市町村:4分の1	多面的機能支払事業	13
農地復旧と併 せた区画 <u>整</u> 理	被災した農業者等	●被災した農地及び農業用施設の復旧と併せて、隣接した農地等も 含めた一体的な区画整理 ◇国:50% ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり(農業用施設のみ)。 ただし、被災状況等により補助率は異なる。	農地災害関連区画整備事業	14
農業用施設の 復旧と併せた 補強・改良	被災した農業者等	●被災した農業用施設の復旧と併せて、被災部分と関連する隣接残存施設も含めた、再度災害防止のための改築又は補強等 ◇国:50% ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり。 ただし、被災状況等により補助率は異なる。	農業用施設災害関連事業	15
地すべり防止 施設の復旧	被災した農業者等	●被災した地すべり防止施設の復旧 ◇国:3分の2等 ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり。 ただし、被災状況等により補助率は異なる。	地すべり防止施設災害復旧事業	16
地すべり発生 箇所における 緊急対策	被災した農業者等	●地すべり防止区域で地すべりが発生し、緊急対策が必要な箇所に おいて、地すべり防止工事を実施 ◇国:50%	災害関連緊急地すべり対策事業	17

3 農地や農業用施設等関連

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	事業名	該当 ページ
農村生活環境 施設の復旧	農村生活環境施設利用者	●被災した農村生活環境施設(集落排水、営農飲雑用水等)の復旧 ◇国:50% ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり。 ただし、被災状況等により補助率は異なる。	災害関連農村生活環境施設復旧事業	18
鳥獣被害防止 施設等の復 旧・再整備	地域協議会等	●被災した鳥獣侵入防護柵やジビエ処理加工施設の復旧・再整備 ◇国:定額、2分の1等	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業	19

4 林業関係

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◆補助率)	事業名	該当 ページ
木材加工流通 施設等の復旧	被災事業体	●被災木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・再整備 ◇国:2分の1以内	被災木材加工流通施設等復旧対策	20
林道復旧	市町村等	●被災林道施設の復旧 ◇(奥地)国:65%、(その他)国:50% ※激甚指定の場合、かさ上げ措置あり。 ただし、被害規模等により補助率は異なる。 【参考】 激甚指定された場合の過去5箇年の実績補助率 国:50~99.6%	現年林道災害復旧事業	21
山地崩壊の 復旧	-	●山地崩壊箇所の復旧 ◇国:3分の2、県:3分の1	緊急治山事業	22
		●山地崩壊箇所の復旧 ◇県:10分の10	単県治山事業(県営事業)	23
	市町村	●山地崩壊箇所等の復旧 ◇県:3分の2又は2分の1	単県治山事業(市町村営事業)	24

4 林業関係

概要	支援対象	内容及び補助率等 (●内容、◇補助率)	事業名	該当 ページ
治山施設の 復旧	1	●治山施設の復旧 ◇国:1000分の667、県:1000分の333 [通常]	現年治山災害復旧事業(県営事業)	25
	市町村	●治山施設の復旧 ◇国:100分の65	現年治山災害復旧事業(市町村営事業)	26
荒廃林地等の 治山対策	_	●荒廃林地等における治山施設の設置による事前防災・減災対策 ◇国:2分の1等、県:2分の1等	治山事業	27
	地方公共団体、森林組合 等、森林所有者等	●被災した森林作業道の復旧 ◇国:10分の3、県:10分の1	森林環境保全整備事業	28

令和7年8月豪雨災害による被災農林漁業者の皆様への支援対策一覧

5 水産業関係

概要	支援対象	補助率等 (●内容、◇補助率)	事業名	該当 ページ
漁船・漁具等 の導入	被災漁業者 (被災を機に、収益性の向 上と適切な資源管理を両立 させる浜の構造改革に取り 組む漁業者)	●漁船・漁具等のリース方式による導入 ◇国:2分の1	水産業成長産業化沿岸地域創出事業	29
干潟等の保全 等		 ●干潟等の保全(浅場を含む) 保護区の倒壊した支柱の復旧、干潟耕うん等の活動 ●海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理 砂浜、海底、沖等の漂流・漂着・浮遊・堆積する流木等の回収・処理 の活動 ◇国:10分の10(激甚災害の指定により補助率嵩上げ) ※通常 国:10分の7、県:10分の1.5、市町村:10分の1.5 	水産多面的機能発揮対策事業	30

5 水産業関係

概要	支援対象	補助率等 (●内容、◇補助率)	事業名	該当 ページ
漂流漂着流木 等の処理	熊本県漁業協同組合連合会 漁業協同組合 漁業者等の組織する団体	●海域を漂流又は海岸に漂着した流木等の処理 ※漂流漂着流木等の処理を行うことができる団体は、水とみどりの森づくり 税関連事業(上下流連携森林 整備促進事業及び水とみどりの森づくり活動支援事業)により植栽等を実 施した団体又は実施しようと している団体であること ◇県:2,000千円以下は10分の10 3,000千円以下の2,000千円を超える分は10分の7	漁民の森づくり事業	31
	_	●市町村管理の農地海岸・漁港海岸に漂着した流木の処理等 ◇国:2分の1、市町村:2分の1	災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費 (市町村管理補助)	32
漂着流木の処 理等	1	●農地海岸・漁港海岸に漂着した流木等の処理 ◇国:2分の1、県:2分の1	災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費	33
	ı	●海域を漂流している流木等の処理や漂流物対策フェンスの設置等 ◇国:10分の8、県:10分の2	海域漂流・海岸漂着物地域対策事業	34
漁港等の復旧 (流木等の処 理含)	_	●漁港施設や漁港海岸保全施設の復旧 ◇国:3分の2、県:3分の1 ※激甚指定のため、かさ上げ措置あり。ただし、被災状況等により補助率は 異なる。 【参考】 激甚指定された場合の過去5箇年の実績補助率平均 国:83%	現年漁港漁場災害復旧費	35